

いわき市農業委員会第25回農地部会議事録

1 開催日時

平成29年 7 月20日（木）10時00分から10時50分

2 開催場所

いわき市文化センター 2階 第3会議室

3 出席者（22人）

(1) いわき市農業委員会農地部会（15人）

部会長 7 番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9 番 高木 眞一

委員

1 番	鈴木 克巳	6 番	荒川 光弘	13番	草野 庄一
2 番	木村 茂	8 番	佐藤 好弘	14番	佐川 良平
3 番	大竹 公治	10番	青木 泰榮	15番	草野 久仁昭
4 番	長瀬 紘	11番	小野 勝彦		
5 番	飯高 敬一	12番	鈴木 ヒデ子		

(2) 事務局（7人）

鈴木 一徳 事務局次長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

藁谷 裕 農地調整係 主査

近藤 一也 農地調整係 主査

宇佐見 剛 農地調整係 事務主任

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 欠席者（0人）

5 会議の概要

農地部会長 (以下、議長)	それでは、只今から第25回農地部会を開催いたします。 本日の通告欠席者はありません。只今15名中、15名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。 次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、指名いたします。 2番 木村茂委員、3番 大竹公治委員にお願いいたします。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前回開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。
林係長	取下げ、訂正、追案等について説明いたします。 「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」において訂正が1件、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において取下げが1件ございます。 詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。
鈴木次長	それでは事務局より、6月20日に開催されました第22回農政振興部会の審議結果についてご報告いたします。 5月10日を期限として全農業委員に依頼していました「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」に係る調査票について、20名の方から提出いただき、そのとりまとめ結果を報告したうえで、今年度作成する意見の内容について、より具体性を持たせるため、前回に引き続き議論していただいたところでございます。 農政振興部会の結果報告につきましては、以上でございます。
議長	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任

議案書3ページをお開き願います。

3条許可申請について説明いたします。

1番、申請地、平、地目は畑、面積は414㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外5件、6番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、7番、申請地、平、地目は田、面積は764㎡でございます。

権利移動事由は、交換による所有権の移転でございます。

外2件、9番までは交換による所有権の移転でございます。

続きまして、10番、申請地、平、地目は畑、面積は677㎡でございます。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

外1件、11番までは贈与による所有権の移転でございます。

続きまして、12番、申請地、久之浜、地目は田および畑、面積は田が4,109㎡、畑が73㎡でございます。

権利移動事由は、使用貸借権の設定でございます。

今月の3条申請面積は、田13,660㎡、畑3,361㎡、合計17,021㎡です。

番号1番から12番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議長

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

まず、平1区、お願いいたします。

4番長瀬委員

番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長	続いて、平2区、お願いいたします。
10番青木委員	番号1、10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。
14番佐川委員	番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
8番佐藤委員	番号4、6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
6番荒川委員	番号5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、事務局から、お願いいたします。
宇佐見主任	番号7、8、9番の事案は交換、11番は親族間での贈与、12番は親族間での使用貸借であることから、事務局のみで現地を調査しましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見無しの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ござい

	ませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
石島主任	議案書 7 ページをお開き願います。 まず、1 点議案書の訂正がございます。議案書 7 ページの農地面積の合計が「畑1,596.94㎡」と記載がございますが、正しくは「田1,596.94㎡」となります。 では、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項許可を説明いたします。 お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。” 1 番、申請地、遠野町、地目は田、転用面積1,420㎡でございます。転用目的は、太陽光発電設備でございます。 事業の確実性についてですが、申請者が耕作することが体力的にきつくなってきており、この先、耕作を放棄せざるを得ない状況になった場合、荒廃地になり隣地にも迷惑が及ぶことが予想されます。それを事前に防止するためと二酸化炭素削減に少しでも貢献し売電収入を得るために太陽光発電設備を設置する案件であり、事業実施は確実であると思われます。 2 番、申請地、鹿島町、地目は田、転用面積176.94㎡でございます。転用目的につきましては、貸駐車場敷地でございます。 事業の確実性についてですが、申請土地周辺の事業所数社より、併用地を含めた土地を駐車場として賃借したいとの要請があり、転用しても周囲に騒音等の悪影響を及ぼさない施設であるので事業化を図る案件であり、事業実施は確実であると思われます。
議 長	只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。 ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 まず、小名浜・常磐地区、お願いいたします。
14番佐川委員	番号 2 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題

	はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
6 番荒川委員	番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題は ありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による 許可申請について」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に ついて」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
近藤主査	まず、取下げが 1 件ございましたので説明いたします。 議案書 9 ページをお開き願います。 番号 1 番の案件について、都市計画課の開発許可要件を満たさず、 開発許可と同時許可となっている農地転用についても許可の見込み がなくなったことから、取下げとなっておりますので、削除願いま す。また、この取下げに伴い、議案書 10 ページの面積が変更とな ります。田の面積が 6,477.55 m²、畑の面積が 4,742.56 m²、合計面積 が 11,220.11 m²にそれぞれ変更となりますので、訂正願います。 では、改めて議案の説明に移ります。 議案書の 9 ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条第1項許可を説明いたします。
お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

2番、申請地、平、地目は畑、面積は493㎡でございます。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

転用目的は、分家住宅でございます。

事業実施の確実性につきましては、現在、申請者夫婦は子供と埼玉県で生活しておりますが、いわき市の実家に住む両親が高齢となり、農作業を行うにも苦慮していることから、いわき市に帰ることに検討しております。しかし、実家での生活は、生活リズムが異なることから、実家の近くに分家住宅を構え、両親の面倒を見ながら農作業を手伝っていくという案件であることから、事業実施は確実であると思われま

す。

3番、申請地、三沢町、地目は田、面積は523㎡でございます。

権利移動事由は、賃借権の設定でございます。

転用目的は、太陽光発電パネル設置でございます。

事業の確実性につきましては、被設定人は、年間の日照時間が安定しているいわき市内で太陽光パネルを設置する適地を探していましたが、農地所有者と農地の賃借について合意を得ることができたことから、事業実施は確実であると思われま

す。

4番、申請地、山玉町、地目は田、面積は1,091㎡でございます。

権利移動事由は、地上権の設定でございます。

転用目的は、太陽光発電パネル設置でございます。

事業の確実性につきましては、譲受人が譲渡人から自己所有地の原野化予防の相談を受け、事業内容を説明したところ、クリーンエネルギー発電に賛同を得られ発電設備を設置することになった案件であることから、事業実施は確実であると思われま

す。

5番、申請地、錦町、地目は田、面積1,982㎡であります。

権利移動事由は、地上権の設定でございます。

転用目的は、太陽光発電パネルの設置でございます。

事業の確実性につきましては、譲受人は譲渡人から自己所有地の原野化予防の相談を受け、事業内容を説明したところ、クリーンエネルギー発電に賛同を得られ発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実であると思われま

す。

6番、申請地、内郷、地目は畑、面積750㎡であります。

権利移動事由は、地上権の設定でございます。

転用目的は、太陽光発電設備敷地でございます。

事業の確実性につきましては、土地所有者は高齢となり、耕作・

管理が困難となり、今後の土地の有効活用策として太陽光パネルを設置するという案件であることから、事業実施は確実であると思われます。

7番、申請地、大久町、地目は田、面積499㎡であります。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

転用目的は、分家住宅でございます。

事業の確実性につきましては、申請人は、譲渡人である父の所有する農地の管理や、両親の老後の援助を行うため、実家の近くに住宅を建築することが必要となった案件であることから、事業実施は確実であると思われます。

8番、申請地、大久町、地目は畑、面積273㎡であります。

権利移動事由は、使用貸借権の設定でございます。

転用目的は、分家住宅敷地でございます。

事業の確実性につきましては、申請人は、現在アパートに住んでおりますが、今年第2子が誕生することもあり、家が手狭となるため、転居することを考えておりました。その折、譲渡人である父から実家近くの土地を勧められ、実家のブルーベリー農園を手伝うにも適した場所であったことから、今回分家住宅を建築するに至った案件であり、事業実施は確実であると思われます。

議案書 10 ページをお開き願います。

9番、申請地、小川町、地目は畑、面積1,767㎡であります。

権利移動事由は、賃借権の設定でございます。

転用目的は、太陽光発電システム敷地でございます。

事業の確実性につきましては、現在、土地所有者は高齢であり、所有している農地のすべてを管理することが困難となっており、当該申請地も休耕地でありました。申請人である当法人では、そうした耕作放棄地の利活用として、太陽光発電システムを推進しており、土地所有者からも理解を得られたため、申請に至った案件であることから、事業実施は確実であると思われます。

10番、申請地、小川町、地目は田、面積80㎡であります。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

転用目的は、駐車場敷地でございます。

事業の確実性につきましては、申請人の娘が隣接する宅地に新居を構える予定であります。宅地部分が手狭であり、駐車スペースがないことから、今回駐車場を設置するに至った案件であり、事業実施は確実であると思われます。

11番については、鉄塔周辺工事用地での一時転用、12番については、残土仮置場での一時転用、13番については、現場事務所、寄宿

	舎及び駐車場での一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。 以上12件、面積の合計は、田6,477.55㎡ 畑4,742.56㎡となりまして、合計は11,220.11㎡となります。説明は以上です。
議 長	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 まず、平2区、お願いいたします。
10番青木委員	番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、勿来地区、お願いいたします。
1番鈴木委員	番号3、4、5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、内郷・好間・三和地区、お願いいたします。
12番鈴木委員	番号6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
5番飯高委員	番号7、8番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、小川・川前地区、お願いいたします。
13番草野委員	番号9、10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、事務局から、お願いいたします。

近藤主査	番号11、12、13番の事案につきまして、現地を調査した結果、特 段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定によ る許可申請について」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第4号 現況確認証明願いについて」事務局より説明 をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
藁谷主査	議案書の12ページをお開きください。 議案第4号現況確認証明願いについて説明いたします。 番号1番、申請土地は久之浜町、公簿地目は田、現況は原野でご ざいます。 面積は3,738 m²でございます。 事由につきましては、申請地は、申請者が平成8年頃に譲り受け ましたが、周辺は山林に囲まれ、日照や通風等の条件が悪いことか ら耕作を放棄し、その後当該申請地が原野化し、現在に至ったもの であります。 以上1件、現況確認証明面積は田が3,738 m²、合計3,738 m²でご ざいます。 説明は以上でございます。
議 長	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。

	ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
5 番飯高委員	番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第 4 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (意義なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第 4 号 現況確認証明願いについて」原案のとおり可決いたします。
議 長	次に、「議案第 5 号 いわき市農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	議案書14ページをお開き願います。 農用地利用集積計画第 9 号の内容について説明いたします。 第 9 号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。 実施地区は平、小名浜、三和、田人、大久。 借り手 1 名、貸し手11名、対象筆数、田25筆、牧場 3 筆、地目及び面積、田48,317㎡、牧場820,042㎡となっております。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画、平成29年度第 9 号。 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年 7 月31

日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号 1 番、土地の所在は大久町外 4 筆、現況地目、田、面積 6,528 m²、外10件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第 9 号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第 5 号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第 5 号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

次に、「報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 それでは、議案書の 20 ページをお開き願います。

農地法第 4 条届出について、説明いたします。

番号 1、土地の所在地は小名浜、登記地目は畑、面積は 983.88 m²、転用目的は賃貸住宅建設用地、都市計画法上の区分は工業地域、工事着工年月日は平成 29 年 7 月 10 日、受理年月日は平成 29 年 6 月 5 日でございます。

外 5 件ございました。

	21 ページをお開きください。 合計面積は、田 1,305 m²、畑 1,822.88 m²、合計 3,127.88 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。
議 長	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	それでは、議案書の23ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明いたします。 番号1、土地の所在地は小名浜、登記地目は畑、面積は175 m²、転用目的は道路進入路及び駐車場敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成29年7月1日、受理年月日は平成29年6月5日でございます 外23件ございました。 28ページをお開きください。 合計面積は、田4,059 m²、畑5,703.7 m²、合計9,762.7 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。
議 長	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
宇佐見主任	議案書30ページをお開き願います。 18条6項通知について説明いたします。 1番、所在地は三和町、現況地目は田、面積は600m²でございます。 土地の引渡し時期は平成29年6月12日でございます。 外3件、田が1,200m²、牧場が1,640,084m²、合計面積は1,641,284

	m²でございます。 以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。
議長	以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第4号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
宇佐見主任	議案書32ページをお開き願います。 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて説明いたします。 1番、取消願出の土地は、平、地目は畑、面積は2,856m²でございます。 こちらについては、平成29年4月20日の第22回農地部会において審議された農地法第3条の許可(売買)の取消でございます。 外1件、畑が4,226m²、合計面積が4,226m²でございます。 以上、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いがありましたので報告いたします。
議長	以上、事務局説明のとおり、許可処分の取消でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
石島主任	議案書の34ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、ご説明いたします。 6月中には3件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。 面積は、田18,591m²、畑10,089m²、合計28,680m²になります。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明

書を交付いたしました。

以上につきまして、事務局長が専決処分致しましたので、ご報告します。

議 長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、皆様から、その他について何かございませんか。

(意見なしの声)

議 長 それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第25回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。

ご協力有難うございました。